



【国公立】令和8年度（2026年度） 熊本県奨学のための給付金募集案内

- 給付金は支給されるものであり、返還の必要はありません。
- 奨学金や就学支援金と一緒に利用することができます。

1 給付対象者

令和8年（2026年）7月1日（基準日）時点で、**次の要件すべてに該当する世帯**が対象です。

要件	
保護者等	☐ 以下のいずれかの世帯 ア 生活保護受給世帯（高校生等本人が生業扶助を受給） イ 非課税世帯（道府県民税所得割及び市町村民税所得割が0円） ウ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円未満世帯 エ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が182,500円未満世帯 オ 家計急変世帯（上記イ～エ相当に急変）※
	☐ 熊本県内に在住
生徒	☐ 高等学校等就学支援金（又は「学び直しへの支援」）の受給資格がある。
	☐ 児童福祉法の措置費等の支給を受けていない。
	☐ 日本国籍又は在留資格等がある。

2 給付金額

世帯区分	課程	給付額
ア 生活保護（生業扶助）受給世帯	全日制・定時制 通信制	32,300 円
イ 市町村民税道府県民税所得割額非課税世帯	全日制・定時制	143,700 円
	通信制	50,500 円
ウ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 100 円以上 105,500 円未満である世帯※	全日制・定時制	47,900 円
	通信制	16,830 円
エ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 105,500 円以上 182,500 円未満である世帯※	全日制・定時制	35,930 円
	通信制	12,630 円
オ 家計急変世帯※	全日制・定時制	上記イ～エの該当給付額
	通信制	上記イ～エの該当給付額

※家計急変とは、令和8年度の所得割は非課税ではないが、保護者等の失職、倒産、死亡等により、保護者等の収入が激減し、所得割が非課税相当になる見込みであること。

※ウ、エは生徒が日本国籍又は在留資格等を有している場合のみ対象となります。

※前倒し給付を受けた方は、上記の給付額から前倒し給付額を差し引いた金額になります。

※オ 家計急変世帯は、7月1日が認定基準日の場合の金額になります。

7月2日以降に家計急変した場合は、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額を給付します。

3 申請書類 (○は必須、△は必要な場合)

書類名	世帯区分			
	生活保護 (ア)	非課税 (イ)	課税 (ウ、エ)	家計急変 (オ)
熊本県奨学のための給付金申請書	○	○	○	○
国籍等確認書類 ※4を参照ください。	○	○	○	○
通帳の写し(コピー) ※金融機関、支店、預金種類、口座番号、口座名義フリガナが記載されている見開きページ	○	○	○	○
生徒本人の生活保護(生業扶助(高等学校等就学費))受給に関する証明書※R8.7.1以降発行のもの	○	-	-	-
保護者全員の「所得確認書類(原本)」 ※5を参照ください。	-	○	○	○
家計状況確認書類 ※6を参照ください。	-	-	-	○
申立書	-	-	-	○
その他の書類(委任状等)	△ 申請者と振込口座名義が異なる場合等			

4 国籍等確認書類 (ア～オ 全世帯必須)

高校生等生徒の国籍等が確認できる書類

国籍・在留資格等	添付書類 ("○"いずれか一つの書類を提出("●"は必須))
・日本国籍	●住民票の写し(原本)※本籍欄「*****」、「省略」も可 ※新入生のうち前倒し給付を申請された方で、住民票の内容に変更がない場合は、提出不要
・特別永住者	○住民票の写し(原本、在留資格・在留期間の記載あり) ○特別永住者証明書の写し
・永住者 ・日本人の配偶者等 ・永住者の配偶者等 ・定住者(永住意思有)	○住民票の写し(原本、在留資格・在留期間の記載あり) ○在留カードの写し
・家族滞在 (就労定着意思有)	○住民票の写し(原本、在留資格・在留期間の記載あり) ○在留カードの写し ●日本の小学校の卒業証書の写し又は卒業証明書 ●日本の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書
・上記以外 (留学を除く)	○在留カードの写し ○住民票の写し(原本、国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの)

5 所得等確認書類 (イ 非課税世帯、ウ～エ 課税世帯、オ 家計急変世帯)

保護者等全員分の令和8年度(令和7年分)の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類(次のいずれか1つ)

(イ 非課税世帯)

- ① 「令和8年度 課税証明書(原本)」(市町村役場の窓口で取得できます。)
- ② 「令和8年度 特別徴収額の決定・変更通知書(原本)」(勤務先を通じて配付されます。)
- ③ 「令和8年度 納税通知書(原本)」(自営業の場合等に市町村から送付されます。)
- ④ 「マイナンバーカードの写し」、「個人番号カード(写)等貼付台紙」、「調査等同意書」
- ⑤ 「マイナンバーが記載された住民票等の写し」、「個人番号カード(写)等貼付台紙」、「調査等同意書」

※②③については、原則(原本)ですが、市町村長の印影が鮮明なコピーは可です。

※④⑤の場合は、税情報について行政機関への情報連携済みであることが必要です。

必ず「マイナポータル」において、所得割額が表示され非課税であることを確認して、提出してください(「マイナンバーカードによる住民税所得割額の確認方法」参照)。

なお、非課税であることが確認できた場合で、昨年度提出済みの場合は、再度の提出は必要ありません。ただし、「調査等同意書」は必ず提出が必要です。昨年度提出したかどうか不明な場合は、担当まで確認ください。

※マイナンバー照会の結果、非課税でないことが判明した場合は、①を提出していただきます。

(ウ～エ 課税世帯 及び オ 家計急変世帯)

- ① 「令和8年度 課税証明書(原本)」(市町村役場の窓口で取得できます。)
- ② 「令和8年度 特別徴収額の決定・変更通知書(原本)」(勤務先を通じて配付されます。)
- ③ 「令和8年度 納税通知書(原本)」(自営業の場合等に市町村から送付されます。)

※②③については、原則(原本)ですが、市町村長の印影が鮮明なコピーは可です。

※マイナンバーによる申請はできません。

6 家計状況確認書類 (オ 家計急変世帯)

家計急変の発生事由や収入状況を証明する書類

非課税ではない保護者等全員分の書類(以下a～cのいずれか)を提出してください。

家計急変の事由		必要書類	具体例
a	給与・所得の減少	家計急変後の収入を証明する書類	➢ 給与支払者による給与支払(見込)証明書 ➢ 減収が発生した月から3か月分の給与明細書の写し ➢ 事業所得証明書 ➢ 税理士又は公認会計士作成の年収見込を証明する書類 等
	※会社の都合による減収、疾病やケガ等による減収等	※ 疾病による場合は、診断書等の提出も必要	
b	離職・破産	無職・無収入を証明する書類	➢ 離職票 ➢ 退職証明書 ➢ 廃業等届出 ➢ 解雇通告書 ➢ 罹災証明書 ➢ 破産宣告通知書 ➢ 雇用保険受給資格者証 ➢ 非課税証明書
	※破産や廃業、住宅の被災等	※ 疾病による場合は、診断書等の提出も必要 ※ 自己都合・定年退職等は家計急変対象外	等
c	離別・死別	①離別・死別を証明する書類	①離別・死別を証明する書類
	(R8.1.1以降に発生したものに限り) ※離婚調停中は対象外	及び ②扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの 及び ③親権者と子が確認できるもの	➢ 離婚届受理証明書 ➢ 戸籍謄本 ➢ 死亡診断書 等 及び ②保険証 等 及び ③戸籍全部事項証明書 等

7 申請期限・提出先・問合せ先

【熊本県内の高等学校等に生徒が在籍する場合】

在籍する高等学校等により提出期限は異なりますので、各学校担当者にお問合せください。

提出期限	令和8年（2026年）8月21日（金）
提出先	熊本県立第二高等学校 担当：森、吉野
連絡先	096-368-4125

※保護者等が県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

各都道府県の問い合わせ先は、以下の文部科学省HPに掲載されています。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm



《注意！！》

新入生の保護者等で、6月中に、前倒し給付（4月～6月の3か月分の給付）を申請された方も、残額（7月～3月の9か月分）の給付を希望する場合は、本申請が必要です。

※申請書、通帳等の写し、所得等確認書類（課税証明書など）等の必要書類を再度そろえて提出してください。

国籍等確認書類（住民票の写し）については、住民票の内容に変更がなければ提出不要です。

奨学のための給付金 Q & A

Q 1 申請したら必ず全員に給付されますか？

A 1 給付要件を満たし、かつ、申請書類に不備がなく、審査の結果、交付を決定した場合に給付されます。

Q 2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは何ですか？

A 2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは、道府県民税及び市町村民税のうち、1年間の所得に応じて決まる税額のことです。

市町村が発行する課税証明書等や、マイナンバーカードをお持ちの場合は、マイナポータルで確認することができます。

※「マイナンバーカードによる住民税所得割額の確認方法」を参照してください。

市町村民税	均等割額		都道府県民税	均等割額	
	所得割額			所得割額	

Q 3 確定申告をしていませんが、どうすればいいですか？

A 3 確定申告をしていない場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を確認することができないため、申請はできません。お住まいの市町村役場にて道府県民税及び市町村民税の申告をした上で課税証明書の交付を受けてください。

Q 4 課税証明書等は同居している祖父母等も必要ですか？

A 4 原則として、親権者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額により判断しますので、祖父母等の課税証明書等は必要ありません。親権者が父母の場合は2名分のみ提出してください。

Q 5 保護者等が海外赴任のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか？

A 5 海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合（所得確認ができない場合）は、対象外です。

Q 6 休学している場合は給付金の対象になりますか？

A 6 給付金が交付される年度の4月から3月まで（入学年度においては入学日の属する月から3月まで）の1年間休学する場合を除き、給付金の対象となります。

Q 7 退学した場合は給付金を返還する必要がありますか？

A 7 給付金は、認定基準日時点で判断します。認定基準日以降の世帯状況等の変化、休学や退学などにより給付金を返還する必要はありません。

Q 8 子どもは県内の高校に在学、保護者は県外に住んでいます。熊本県に申請できますか？

A 8 給付金の申請は、保護者等の住所がある都道府県に対して行います。
申請手続きの詳細については、お住まいの都道府県へお問い合わせください。